

J R 東海労働組合関西地「申」第16号  
2020年10月27日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 京都駅係員の新型コロナウイルス感染に関する申し入れ

10月24日、京都駅係員が新型コロナウイルスに感染にしていることが判明したとJ R 東海ホームページにて公表された。

いつ自分が感染するか分からない状況の中で労働者が安心して働くために必要なのは感染予防であるが、感染した場合の保証も非常に重要である。

社員が「検温時37.5度以上の体温」だった場合、会社は「私傷病休暇や年次有給休暇の選択肢がある」「どちらも申請しない場合は就業規則第136条の2項に基づき就労を拒否する」旨の見解であった。この見解に対して組合員をはじめ働く者は、この会社の対応に不満を感じている。組合員をはじめ働く者に安心感をもって日々の業務を遂行するためには新型コロナウイルスに限らず、あらゆる感染症に対する会社としての保証が早急に必要であると組合は考えている。

よって下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

### 記

1. 感染した京都駅係員の10月19日点呼時の検温の体温を明らかにすること。
2. 感染した京都駅係員の10月21日～22日の勤務指定及び勤務認証を明らかにすること。
3. 感染した京都駅係員の10月23日以降の勤務認証を明らかにすること。
4. 京都駅に従事する社員全員にPCR検査を実施すること。
5. 厚労省の要請では「労基法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合は、使用者は休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならない」としている。また、「就業規則等により各企業において100分の60を超えて（例えば100分の100）を支払うことを定めて頂くことが望ましいものです」としているが、J R 東海においても100分の100の賃金を支払うこと。
6. 感染した京都駅係員の申請如何に関わらず、新型コロナウイルス感染により休業した場合は労基法及び厚労省の要請に基づき賃金等を保証すること。

以上